

川越市なぐわし公園
温水利用型健康運動施設等整備運営事業
事業契約書（案）

平成 22 年 1 月 7 日

川越市

川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業 事業契約書 (案)

- 1 事業名 川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業
- 2 事業場所 川越市大字鯨井1216番地ほか(川越都市計画公園5・4・02号なぐわし公園内)
- 3 事業期間 平成22年【〇〇】月【〇〇】日～平成39年3月31日
(ただし、引渡予定日 平成●年【〇〇】月【〇〇】日)
- 4 契約代金額 ¥【〇〇〇〇】－
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥【〇〇〇〇】－)
(ただし、その内訳金額は別紙12に記載するところによるものとし、契約代金額は別紙12に基づくほか、物価変動、割賦元本又は金利の変動等の事情により本事業契約に基づき、改訂される。)
- 5 契約保証金 第76条に定める履行保証保険の締結を条件として免除する。

市(発注者)と事業者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本事業契約の締結を証するため、本事業契約書2通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

なお、本事業契約は、PFI法第9条に基づく川越市議会の議決を得た場合には、これを本契約とみなすものとし、下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

本事業に関し、市の議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、市(発注者)は、市の責めに帰すべき事由による場合を除き、これについて損害賠償の責は負わない。

平成●年●月●日

発注者 住所 川越市元町1丁目3番地1

名称 川越市

川越市長 川 合 善 明

事業者 住所

名称

代表取締役

目次

第1章 用語の定義.....	1
第1条 (定義)	1
第2章 総則.....	1
第2条 (目的及び解釈)	1
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (事業日程)	1
第5条 (本事業の概要)	1
第6条 (費用負担及び本事業の資金調達)	1
第7条 (事業者)	2
第8条 (運営協議会)	2
第9条 (本土地の使用)	3
第10条 (許認可、届出等)	3
第3章 本施設等の設計及び建設.....	3
第1節 設計.....	3
第11条 (本施設等の設計)	3
第12条 (設計図書の変更)	4
第13条 (設計図書及び工事完成図書等の著作権)	5
第14条 (著作権の侵害の防止)	5
第15条 (特許権等の使用)	5
第16条 (設計状況の確認)	5
第2節 建設.....	6
第17条 (本施設等の建設)	6
第18条 (施工計画書等)	6
第19条 (設計・建設期間中の第三者の使用)	7
第20条 (事業者による工事監理者等の設置)	7
第21条 (本土地の管理)	7
第22条 (各種調査)	8
第23条 (調査等の第三者への委託)	8
第24条 (本施設等の建設に伴う近隣対策)	9
第25条 (設計・建設期間中の保険)	9
第3節 市による確認等.....	9
第26条 (市による説明要求及び建設現場立会い)	9
第4節 工事の中止等.....	10
第27条 (工事の中止等)	10
第5節 損害等の発生.....	10
第28条 (本件工事中に第三者に生じた損害)	10
第6節 本施設等の工事完成及び引渡し.....	11
第29条 (事業者による完成検査)	11

第 30 条 (市による本施設等の工事完成確認及び工事完成確認通知の交付)	11
第 31 条 (維持管理・運營業務体制の整備及び確認)	11
第 32 条 (事業者による本施設等の引渡し、並びに市による所有権の取得)	12
第 33 条 (本施設等の瑕疵担保)	12
第 34 条 (工期の変更)	12
第 35 条 (本施設等の引渡し遅延による費用負担)	12
第 4 章 本施設等の維持管理及び運営	13
第 1 節 総則	13
第 36 条 (指定管理等)	13
第 37 条 (指定管理者による管理等)	13
第 38 条 (手続規定等の遵守)	13
第 39 条 (利用者等に対する指導)	13
第 40 条 (維持管理・運營業務計画書の作成・提出)	13
第 41 条 (維持管理期間中の第三者の使用)	14
第 42 条 (総括責任者、業務責任者及び業務担当者)	14
第 43 条 (維持管理・運營業務における要求水準の変更)	15
第 44 条 (事業報告)	15
第 45 条 (維持管理・運營業務に伴う近隣対策)	15
第 46 条 (本施設等に係る光熱水費の負担)	16
第 2 節 維持管理業務	16
第 47 条 (維持管理業務に関する要求水準)	16
第 48 条 (本施設等の修繕)	16
第 3 節 運營業務	16
第 49 条 (運營業務に関する要求水準)	16
第 50 条 (利用料金等)	16
第 51 条 (自主事業と事業者の直接収入)	17
第 52 条 (自主事業の一部又は全部の終了)	17
第 53 条 (物品販売・飲食提供業務と事業者の直接収入)	17
第 54 条 (物品販売・飲食提供業務の一部又は全部の終了)	18
第 55 条 (物品販売・飲食提供業務の実施場所)	18
第 4 節 市による業務の確認等	18
第 56 条 (市による説明要求及び立会い)	18
第 5 節 損害・損傷等の発生	18
第 57 条 (第三者に及ぼした損害)	18
第 5 章 サービス購入料の支払い	19
第 58 条 (サービス購入料 (設計・建設費相当分) の支払)	19
第 59 条 (サービス購入料 (設計・建設費相当分) の変更、減額及び支払いの留保)	19
第 60 条 (サービス購入料 (維持管理・運營業務費相当分) の支払)	19
第 61 条 (サービス購入料 (維持管理・運營業務費相当分) の変更及び減額並びに改善勧告)	20

第 62 条 (サービス購入料 (光熱水費等相当分) の支払)	20
第 6 章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等	20
第 1 節 契約期間	20
第 63 条 (契約期間)	20
第 2 節 本施設等引渡し前の契約解除等	21
第 64 条 (本施設等引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	21
第 65 条 (本施設等引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等)	22
第 66 条 (本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等)	23
第 67 条 (本施設等引渡し前の不可抗力による契約解除)	23
第 3 節 本施設等引渡し以後の本指定の取消等	24
第 68 条 (本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	24
第 69 条 (本施設等引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	25
第 70 条 (本施設等引渡し以後の法令変更による本指定の取消等)	25
第 71 条 (本施設等引渡し以後の不可抗力による本指定の取消等)	26
第 4 節 事業関係終了に際しての処置	26
第 72 条 (事業関係終了に際しての処置)	26
第 73 条 (終了手続の負担)	27
第 5 節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続	27
第 74 条 (モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)	27
第 7 章 表明・保証及び誓約	27
第 75 条 (事業者による事実の表明・保証及び誓約)	27
第 8 章 契約保証金	28
第 76 条 (契約保証金)	28
第 9 章 法令変更	28
第 77 条 (通知の付与及び協議)	28
第 78 条 (法令変更による増加費用又は損害の扱い)	29
第 10 章 不可抗力	29
第 79 条 (通知の付与及び協議)	29
第 80 条 (不可抗力による増加費用・損害の扱い)	29
第 81 条 (不可抗力による第三者に対する損害の扱い)	29
第 11 章 その他	30
第 82 条 (公租公課の負担)	30
第 83 条 (疑義についての協議)	30
第 84 条 (融資団との協議)	30
第 85 条 (株主・第三者割り当て)	30
第 86 条 (財務書類の提出)	30
第 87 条 (秘密保持)	30
第 88 条 (個人情報保護等)	31
第 12 章 雑則	31

第 89 条 (請求、通知等の様式その他)	31
第 90 条 (延滞利息)	31
第 91 条 (協力義務)	31
第 92 条 (解釈及び適用)	31
第 93 条 (準拠法)	32
第 94 条 (管轄裁判所)	32
別紙 1 用語の定義	33
別紙 2 本日程表	40
別紙 3 事業計画書	41
[提案に基づき記載]	41
別紙 4 土地無償貸付契約の様式	42
別紙 5 設計図書	44
5-1. 基本設計図書	44
5-2. 実施設計図書	46
別紙 6 提出図書	51
別紙 7 保険等の取扱い	54
別紙 8 各種様式	55
8-1. 完成届の様式	55
8-2. 目的物引渡書の様式	56
別紙 9 保証書の様式	57
別紙 10 年度別協定書の様式	59
別紙 11 自主事業概要	60
別紙 12 サービス購入料の支払について	61
別紙 13 モニタリング、サービス購入料減額及び契約終了に至る流れ	62
別紙 14 法令変更又は不可抗力による増加費用及び損害の負担割合	63
別紙 15 株主誓約書の様式	65
別紙 16 個人情報取扱規程	67

川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業

事業契約書（案）

川越市（以下「市」という。）及び●●●（以下「事業者」という。）とは、川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業に関して、以下のとおり事業契約（以下「本事業契約」という。）を締結した。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本事業契約において使用する用語の意義は、別紙1に定めるとおりとする。

第2章 総則

（目的及び解釈）

第2条 本事業契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 事業者は、本施設等が行政サービス施設としての公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（事業日程）

第4条 事業者は、本事業を別紙2の本日程表に従って遂行する。

（本事業の概要）

第5条 本事業は、本施設等の設計、建設、本施設等の工事完成時における本施設等所有権の市への移転、本施設等の維持管理及び運営、並びにこれらに付随し関連する一切の事業により構成される。

2 事業者は、本事業を、本事業関連書類に従って遂行しなければならない。なお、本施設等の設計・建設業務、維持管理・運営業務については、別紙3の事業計画書に基づき、市の承諾を得て行わなければならない。

3 本施設等の名称は、なぐわし公園温水利用型健康運動施設とする。

（費用負担及び本事業の資金調達）

第6条 本事業の実施に関する一切の費用（本施設等の設計及び建設、維持管理及び運営並びにこれらに付随・関連する一切の費用を含む。）は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、すべて事業者が負担する。本事業に関する事業者の資金調達は、すべて事業者の責任において行う。

- 2 事業者は、本事業に係る資金調達に関して、PFI 法第 16 条に規定された国又は地方公共団体による財政上及び金融上の支援が適用されるよう努めなければならない。
- 3 市は、事業者が PFI 法第 16 条に規定された国又は地方公共団体による財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、市の本施設等に係る国庫補助申請及び起債に伴う図書、資料等を市のために作成しなければならない。

(事業者)

第7条 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、本事業及びこれに付帯する業務以外の事業を行ってはならない。

- 2 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、基本協定書に記載された業務を受託すべき事業者の構成員又は協力企業以外の者に本事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。又、事業者は、市の承諾を得て、かかる第三者に本事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせた場合、市の事前の書面による承諾なく、当該委託又は請負の内容を変更してはならない。
- 3 本事業の全部又は一部の第三者（事業者の構成員及び協力企業を含む。）に対する委託又は請負は、本事業契約の定めに従い、すべて事業者の責任及び費用負担においてこれを行い、かかる第三者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 市は、市の承諾に基づき、事業者が本事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合において、かかる第三者がその業務を行うに不相当と認めるときは、事業者に対し、理由を付記して、いつでもその交替を請求することができる。事業者は、かかる第三者の交替により費用が増加し、又は損害が発生した場合であっても、市に対し、かかる増加費用又は損害を請求することはできない。
- 5 事業者は、設計・建設業務、維持管理業務、運営業務の全般を統括する S P C 統括責任者を定め、本契約締結後速やかに市に届け出る。市は、当該統括責任者がその業務を行うに不相当と認めるときは、事業者に対し、理由を付記して、いつでもその交替を請求することができる。事業者は、かかる S P C 統括責任者の交替により費用が増加し、又は損害が発生した場合であっても、市に対し、かかる増加費用又は損害を請求することはできない。

(運営協議会)

第8条 市及び事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的として、運営協議会を設置する。

- 2 市及び事業者の間で協議を要する事項が存在する場合、市又は事業者は、随時、運営協議会の開催を請求することができる。
- 3 運営協議会開催に要する費用は、各自の負担とする。
- 4 市及び事業者は、運営協議会の決定事項を遵守する。
- 5 市及び事業者は、本事業契約締結後速やかに運営協議会における協議事項の詳細を定めるほか、運営協議会の運営準則を採択する。

(本土地の使用)

第9条 本施設等の建設は、本土地において行う。

- 2 事業者は、本施設等の整備にあたり、市と別紙4の様式に従った土地無償貸付契約を締結の上、本土地を無償にて使用することができる。但し、本施設等の建設に要する仮設資材置場等の確保は、本土地以外の場所を利用して行う場合には、事業者の責任及び費用負担においてこれを行う。
- 3 設計・建設期間中の本土地の管理は、事業者が、本土地の目的の範囲内で、善良な管理者の注意義務をもってこれを行う。

(許認可、届出等)

第10条 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の届出についても同様とし、事業者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。但し、市が取得・維持すべき許認可及び市が提出すべき届出はこの限りでない。

- 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、市に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 市は、事業者が要請した場合には、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 事業者は、市が要請した場合には、市による許認可の取得、届出及びその維持等に必要資料の提供その他について協力する。
- 5 事業者は、事業者が取得すべき許認可の取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。但し、市の責めに帰すべき事由による場合は市が当該増加費用を負担し、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第9章又は第10章の規定に従う。

第3章 本施設等の設計及び建設

第1節 設計

(本施設等の設計)

第11条 事業者は、適用ある法令等を遵守の上、本事業関連書類に定められた内容を満たす範囲において、市との協議に基づき、自らの責任及び費用負担において、本施設等の設計を行う。事業者は、本施設等の設計の内容及び進捗状況に関して、定期的に市と打ち合わせを行わなければならない。

- 2 事業者は、本事業契約締結後速やかに、提案書類及び前項に基づく協議の結果をもとに、別紙6記載の設計業務着手前の提出図書を提出した上で、本施設等の基本設計を開始し、その進捗状況につき市による定期的な確認を受けるとともに、基本設計完了時に別紙5-1記載の基本設計図書を市に提出する。市は、設計内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 3 事業者は、市から前項に基づき次の工程に進むことについての確認を得た後速やかに、本施設等の実施設計を開始し、かかる実施設計の進捗状況につき市による定期的な確認を

受けるとともに、実施設計完了時に別紙 5-2 記載の実実施設計図書及び別紙 6 記載の設計業務完了時の提出図書を市に提出する。市は、設計内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。

- 4 市は、前 2 項に基づき事業者より提示された設計図書が本事業関連書類又は市と事業者との協議において合意された事項に従っていないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。事業者は、市からの指摘により、又は自ら設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに設計図書の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受ける。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 5 事業者は、設計の全部又は一部を第三者に委託しようとするときは、関連資料（委託先の名称、委託業務の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。）を添えて市に対して事前に通知しなければならない。市の事前の書面による承諾を得た場合に限り、当該設計の全部又は一部を第三者に委託することができる。但し、基本協定書に当該業務を受託する旨記載のある構成員又は協力企業に対して委託を行う場合には、市の承諾を要せず、当該構成員又は協力企業に委託を行った旨を、事前に又は事後速やかに通知すれば足りる。かかる業務の委託に関連して発生する一切の増加費用及び損害は、すべて事業者がこれを負担する。本項に基づき設計を受託した第三者が、さらに当該設計業務を他の第三者へ再委託する場合も同様とする。
- 6 前項に定めるほか、本施設等の設計の第三者への委託は、第 7 条に定める条件に従う。
- 7 市は、第 1 項に基づく協議、第 2 項ないし第 4 項に基づく設計図書の受領・確認等を理由として、本施設等の設計又は建設の全部又は一部について責任を負担するものではない。
- 8 本施設等の設計に関し、遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更は除く。）、及び③市による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、本施設等の設計に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は増加費用が発生した場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により設計費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により本施設等の設計に遅延が生じ、設計費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第 9 章又は第 10 章の規定に従う。

（設計図書の変更）

第12条 市は、前条に定める場合のほか、本工事の開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、事業者の提案の範囲を逸脱しない限度で、設計図書の変更を求めることができる。事業者は、市から当該変更要請を受けた日から 14 日以内に、市に対して、かかる設計図書の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の

検討結果を報告しなければならない。

- 2 事業者は、前条に定める場合のほか、市の事前の承諾を得た場合を除き、設計図書の変更を行うことはできない。

(設計図書及び工事完成図書等の著作権)

第13条 市は、設計図書等及び建築著作物としての本施設等について、市の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。

- 2 設計図書等又は本施設等が著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 事業者は、市が設計図書等及び本施設等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。
 - (1) 設計図書等及び本施設等の内容を公表すること。
 - (2) 本施設等の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 本施設等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本施設等を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。但し、予め市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 第2項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
 - (2) 設計図書等又は本施設等の内容を公表すること。
 - (3) 本施設等に事業者の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害の防止)

第14条 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び本施設等を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。

- 2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第15条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。

(設計状況の確認)

第16条 市は、本施設等が本事業関連書類に基づき設計されていることを確認するために、本施設等の設計状況その他について、事業者に事前に通知した上で、随時、事業者に対し

てその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。

- 2 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行い、又、設計者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 市は、前2項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者に伝え、又は意見を述べるることができる。

第2節 建設

(本施設等の建設)

第17条 事業者は、自らの責任と費用負担において、本日程表に則り、適用ある法令等を遵守の上、本事業関連書類に従って、本引渡予定日までに、本工事を完成の上、第32条に基づいて本施設等を市に引渡し、その所有権を市に取得させる。

- 2 本施設等の施工方法その他本工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任においてこれを定める。
- 3 本工事に遅延が生じ、建設費用が増加し、又は損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき理由(①市の指示又は請求(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は市による変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。)、及び③市による設計図書の変更(事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。))により、本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は建設費用が増加した場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により建設費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により本工事に遅延が生じ、建設費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

(施工計画書等)

第18条 事業者は、別紙6に記載された本工事の着工時の提出図書を、本工事開始の14日前までに市に提出する。

- 2 事業者は、本日程表に従って、本工事の工程の詳細を月間工程表及び週間工程表にまとめた上で、これを市に提出する。事業者は、かかる工程表に従って本工事を遂行する。事業者は、かかる工程表に変更が生じた場合には、速やかに市に通知し、その承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、本工事の現場に常に工事記録を整備し、市の要求があった際には速やかにこれを開示する。
- 4 事業者は、別紙6に記載された施工時の提出図書を本工事の施工時に市に提出する。
- 5 市は、事業者から施工体制台帳の提出及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。事業者は、市が要請した場合には、速やかに、施工体制台帳の提出及び

施工体制にかかる事項についての報告を行う。

(設計・建設期間中の第三者の使用)

第19条 事業者は、本工事の施工の全部又は一部を第三者に請け負わせようとするときは、関連資料（請負人の名称、請け負わせる業務の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。）を添えて、市に対して事前に通知しなければならない。市は、市の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本工事の施工の全部又は一部を第三者に請け負わせることができる。但し、基本協定書に当該業務を請け負わせる旨記載のある構成員又は協力企業に請け負わせる場合には、市の承諾を要せず、当該構成員又は協力企業に請け負わせた旨を、事前に又は事後速やかに通知すれば足りる。

2 前項に基づき、本工事の施工を請け負った第三者が、さらに本工事の施工の一部をその他の第三者に請け負わせる場合、事業者は、関連資料（かかる第三者の名称、請け負わせる業務の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。）を添えて、設計・建設業務開始の30日前までに市に対してその旨を書面により通知し、市の承諾を得なければならない。

3 事業者は、その責任及び負担において、前2項に規定する第三者を利用するものとし、かかる第三者の利用に関連して発生する一切の増加費用及び損害は、すべて、事業者がこれを負担する。前2項に基づき事業者が本工事の全部又は一部を請け負わせた第三者（以下、「工事請負人等」と総称する。）の行為は、すべて、これを事業者の行為とみなし、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

4 本条に定めるほか、本工事の施工の工事請負人等による請負は、第7条に定める条件に従う。

(事業者による工事監理者等の設置)

第20条 事業者は、本工事の開始日までに、工事監理者を設置し、市に対してその名称を通知するとともに、別紙6に記載された工事監理業務の着手前の提出図書を提出する。但し、工事監理者は、本工事を実施する者（工事請負人等を含む。）と同一法人又は資本面若しくは人事面において関連がある者であってはならない。

2 事業者は、工事監理者をして、市に対して、要求水準書の定めに従い、本工事につき、定期的に報告を行わせる。又、市は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。

3 工事監理者の設置は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がこれを負担する。

(本土地の管理)

第21条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、工事現場における安全管理及び警備等を実施する。本工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害は、事業者がこれを負担す

る。但し、法令等の変更又は不可抗力により発生した費用又は損害の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

(各種調査)

第22条 事業者は、すでに市が行ったものを除き、本工事に必要な測量調査、地盤調査、地質調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査及びその他の調査を、自己の責任及び費用負担により行う。事業者は、かかる調査を行う場合、調査の日時及び概要を市に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査にかかる報告書を作成し、市に提出してその確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、第1項に定める調査を実施した結果、市が本事業の入札公告等において提供した本土地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、市及び事業者は、その対応につき協議する。なお、市が提供した本土地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者が増加費用又は損害が発生した場合、市は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。
- 3 事業者は、本土地に関し、市が提供した、本土地に関する参考資料に記載されていない地質障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等を発見した場合、その旨を直ちに市に通知するものとし、市及び事業者は、その対応につき協議する。なお、本土地の地質障害（但し、本土地に固有の土壌汚染に限る。）、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等の発見に起因して本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者が増加費用又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を尽くしている場合に限り、市は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。但し、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
- 4 市は、必要と認めた場合には随時、事業者から本条に規定される調査にかかる事項について報告を求めることができる。

(調査等の第三者への委託)

第23条 事業者は、前条の各種調査の全部又は一部を第三者に委託しようとするときは、当該調査に着手する日までに、関連資料（委託先の名称、委託する調査の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。）を添えて、市に対して事前に通知しなければならず、市の事前の書面による承諾を得た場合に限り、かかる調査の全部又は一部を第三者に委託することができる。但し、基本協定書に当該業務を受託する旨記載のある構成員又は協力企業に委託する場合には、市の承諾を要せず、当該構成員又は協力企業に委託した旨を、事前に又は事後速やかに通知すれば足りる。本項に基づき調査を受託した第三者が、さらに当該調査業務を他の第三者へ再委託する場合も同様とする。

- 2 前項に定めるほか、本工事に係る調査等の第三者への委託は、第7条に定める条件に従

う。

(本施設等の建設に伴う近隣対策)

第24条 事業者は、本工事の開始に先立って、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して本事業の日程及び概要（第4条及び第5条に定める事項及び内容をいう。）の説明を行い、周辺住民の理解を得るよう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。

2 事業者は、本工事の施工にあたって、要求水準書に定める条件、基準、及び手続を遵守しなければならない。

3 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

4 事業者は、市の事前の書面による承諾を得ない限り、第3項の近隣対策の不調を理由として事業計画の変更をすることはできない。但し、さらなる調整によっても近隣住民の理解が得られず、本工事の実施に支障が生ずるおそれが明らかな場合、市は、事業者と協議の上、事業計画の変更を検討する。

5 第3項の近隣対策の結果、本工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、市及び事業者は、協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。

6 第3項の近隣対策の結果、事業者に生じた費用（第3項の近隣対策の結果本引渡予定日に変更されたことによる増加費用も含む。）及び損害は、本事業契約に別段の定めがない限り、事業者がこれを負担する。

7 前項にかかわらず、本施設等を設置・運営すること自体に対する又は市が定めた施工に関する条件等に起因する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、市がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に起因して本工事に遅延が発生することが見込まれる場合、市は、事業者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。又、かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する費用は、市がこれを負担する。

(設計・建設期間中の保険)

第25条 事業者は、設計・建設期間中、自己又は工事請負人等をして、別紙7第1項に定める基準を満たす保険に加入し、その保険料を負担する。事業者は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを、本工事の着手に先立って、直ちに、市に提示しなければならない。

第3節 市による確認等

(市による説明要求及び建設現場立会い)

第26条 市は、本工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、市の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。又、市は、本施設等が設計図書に従い建設されていることを確認するために、本施設等の建設について、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して中間確認を求めることができる。

2 市は、本工事開始前及び本工事の施工中、随時、事業者に対して質問をし、本工事につ

いて説明を求めることができる。事業者は、市からかかる質問を受領した後速やかに、市に対して回答を行わなければならない。市は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合には、事業者との間でこれを協議することができる。

- 3 市は、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本工事に立ち会うことができる。
- 4 前3項に規定する報告、中間確認、説明、又は立会いの結果、市が、本施設等の建設状況が本事業関連書類又は設計図書の内容を逸脱していると判断した場合、市は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。かかる是正要求において、市は、是正を求める理由及び是正内容を事業者に通知する。
- 5 事業者は、工事監理者が求める本施設等の検査又は試験の内容を、市に対して事前に書面により通知する。市は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 市は、本条に基づく協議、説明要求、本工事への立会い等を理由として、本施設等の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

第4節 工事の中止等

(工事の中止等)

第27条 市は、必要と認めた場合には、事業者に対して、本工事の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、市は、事業者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。

- 2 市は、前項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めるときには、本引渡予定日を変更することができる。
- 3 市は、第1項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、本工事の施工の中止又はその続行に起因して事業者が生じた合理的な増加費用（本工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、及び労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。但し、当該中止の原因又は端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、本工事の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第9章又は第10章に従う。

第5節 損害等の発生

(本件工事中に第三者に生じた損害)

第28条 事業者が設計・建設業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、かかる損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がこれを負担する。

- 2 本工事の施工に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第10章に従う。

第6節 本施設等の工事完成及び引渡し

(事業者による完成検査)

第29条 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、本施設等の完成検査を行う。

- 2 事業者は、市に対して、事業者が前項の完成検査を行う14日前までに、完成検査を行う旨及びその予定日を通知する。
- 3 市は、事業者に対し、本施設等の完成検査への立会いを求めることができる。但し、市はかかる立会の実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
- 4 事業者は、第1項の完成検査においては、本施設等が要求水準を満たしているか否かについて、市が相当と認める方法により検査しなければならない。事業者は、完成検査における市の立会の有無にかかわらず、完成検査の結果を、速やかに当該検査結果に関する書面の写しを添えて、別紙8-1の様式の完成届とともに市に提出する。

(市による本施設等の工事完成確認及び工事完成確認通知の交付)

第30条 市は、事業者から前条に基づく完成届(前条第4項の規定に基づき、完成検査の結果に関する書面の写しを添付することを要する。以下において同じ。)を受領した場合、受領後14日以内に速やかに工事完成確認を行う。

- 2 市が、工事完成確認の結果、本施設等が本事業関連書類に定められた水準を満たしていないと判断した場合、事業者に対し、補修若しくは改造を求め、又は改善勧告を行うことができる。かかる補修、改造、改善に係る費用は、すべて事業者がこれを負担する。
- 3 工事完成確認の方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 市は、事業者又は工事請負人等並びに工事監理者立会いのもとで、工事完成確認を実施する。
 - (2) 工事完成確認は、設計図書等及び本事業関連書類との照合により、これを実施する。
 - (3) 本施設等、機器・備品等の試運転等は、市による工事完成確認前に事業者がこれを実施し、その結果を市に対して書面により報告する。市は、かかる試運転等に立ち会うことができる。本施設等、機器・備品等の試運転等は、事業者の責任及び費用負担によりこれを行う。
 - (4) 事業者は、試運転等とは別に、機器・備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。
- 4 市は、工事完成確認の結果、本施設等が本事業関連書類に定められた水準を満たし、本事業契約に従った維持管理・運営業務を開始することが可能であると判断した場合には、事業者又は市が承諾した第三者が別紙7第2項に掲げる種類及び内容を有する保険に加入しその証書の写しを工事完成図書とともに市に対して提出したことを条件に、事業者に対して、遅滞なく工事完成確認通知書を交付する
- 5 市は、工事完成確認通知書の交付を理由として、本施設等の設計又は建設の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、事業者は、これを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。事業者は、工事完成確認通知書の交付を理由として、第33条に定める瑕疵担保責任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

(維持管理・運営業務体制の整備及び確認)

第31条 事業者は、本引渡予定日までに、開館準備を行う。

- 2 事業者は、前項に定める開館準備を完了し、かつ、本事業関連書類に従って維持管理・運營業務の実施が可能となった段階で、市に対してその旨通知を行う。
- 3 市は、事業者から前項の通知を受けた場合、速やかに、本施設等の引渡しに先立ち、本事業関連書類との整合性の確認のため、本施設等の維持管理・運營業務体制の確認を行う。

(事業者による本施設等の引渡し、並びに市による所有権の取得)

第32条 事業者は、工事完成確認通知書を受領し、かつ市が前条に従って事業者が本事業関連書類に従って維持管理・運營業務を実施し得る体制にあることを確認した後、別紙8-2の様式による目的物引渡書を市に交付し、本引渡予定日において本施設等を市に引き渡し、本施設等の所有権を市に取得させる。

- 2 事業者は、工事完成確認通知書を受領し、かつ事業者が本事業関連書類に従って維持管理・運營業務を実施し得る体制にあることを市が確認した後でなければ、維持管理・運營業務を開始することができない。

(本施設等の瑕疵担保)

第33条 市は、本施設等又は事業者により本施設等内に設置された機器・備品等に瑕疵があるときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補（備品については交換を含む。以下同じ。）を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本施設等の引渡しの日から2年以内に行わなければならない。但し、事業者が当該瑕疵を知っていたとき、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年間とする。
- 3 市は、本施設がその瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損を市が知った日から1年以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 4 事業者は、工事請負人等を使用する場合、当該工事請負人等をして、市に対し、本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、大要、別紙9の様式による保証書を差し入れさせる。

(工期の変更)

第34条 市が事業者に対して本工事にかかる工期の変更を請求した場合、市と事業者は協議により当該変更の可否を定める。

- 2 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、市は、事業者との協議により、当該変更の可否を定める。但し、市と事業者との間の協議が調わない場合、市は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

(本施設等の引渡し遅延による費用負担)

第35条 本施設等の引渡し遅延が、事業者の責めに帰すべき事由により、本引渡予定日より遅延した場合、事業者は、本引渡予定日から現実に本施設等が市に引き渡された日までの期間

(両端日を含む。)について、サービス購入料(設計・建設費相当分)相当額(但し、設計・建設業務に関し、事業者の資金調達上必要な融資に係る金利相当額を除く。)に、第90条に準じて政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める本引渡予定日時点における割合で計算した遅延損害金を市に支払う。

第4章 本施設等の維持管理及び運営

第1節 総則

(指定管理等)

- 第36条 市は、法令等及び本事業契約に基づき、事業者の本施設等の管理を代行させる。但し、物品販売・飲食提供業務に係る部分を除く。
- 2 事業者は、法令等及び本事業契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

(指定管理者による管理等)

- 第37条 事業者が指定管理者として行う業務の範囲は、維持管理・運営業務(但し、物品販売・飲食提供業務を除く。)とし、その遂行にあたって、本施設等の使用に関する条件について、概要別紙10の様式に従った年度別協定書を市との間で締結する。
- 2 事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、本施設等における指定管理者として、直ちに、自らの責任と費用負担において、本事業関連書類及び年度別協定書に定める条件並びに維持管理・運営業務計画書(第40条に定義される。)に従い、維持管理・運営業務を開始し、かつ、維持管理期間中、維持管理・運営業務を遂行する責任を負う。
- 3 事業者は、維持管理・運営業務について本指定がその効力を生じるまでは、維持管理・運営業務を開始することはできず、市に対し、当該業務に係る対価の支払い又は費用の求償を求めることはできない。

(手続規定等の遵守)

- 第38条 事業者は、行政手続法(平成5年法律第88号)及び川越市行政手続条例(平成9年川越市条例第3号)の行政庁として法令等の規定に基づいた指定管理を行うとともに、同条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続にあたっては、川越市聴聞規則(平成6年川越市規則第38号)に則った、適切な手続を行う。
- 2 事業者が、行政手続法第2章及び川越市行政手続条例第2章に規定する審査基準、標準処理期間並びに同法第3章及び同条例第3章に規定する処分基準を変更する場合には、予め市と協議する。

(利用者等に対する指導)

- 第39条 事業者が本施設等の管理にあたり、利用者等に対して指導を行う場合については、川越市行政手続条例第4章の規定の趣旨に則った対応をとる。

(維持管理・運営業務計画書の作成・提出)

- 第40条 事業者は、市と協議の上、本施設等の維持管理業務計画書及び運営業務計画書を作成し、本引渡予定日の属する事業年度については、本引渡予定日の6ヶ月前までに、その

後の事業年度については、当該事業年度開始日の 30 日前までに、これを市に提出して市の確認を受ける。維持管理業務計画書及び運営業務計画書（以下、維持管理業務計画書と運営業務計画書を「維持管理・運営業務計画書」と総称する。）の記載事項については、市がこれを定めて、事業者に対して通知する。

- 2 事業者は、維持管理業務及び運営業務のそれぞれの業務区分（市がこれを定めて、事業者に対して通知する。）ごとに年間計画を策定しなければならない。
- 3 維持管理・運営業務計画書は、要求水準を満たすものでなければならない。
- 4 事業者は、本事業契約締結後、遅滞なくモニタリング実施計画書の第一次案を作成して、これを市に提出する。市及び事業者は、モニタリング実施計画書の内容について協議を行い、本引渡予定日の 6 ヶ月前までに、モニタリング実施計画書の内容を合意する。

（維持管理期間中の第三者の使用）

第41条 事業者は、維持管理・運営業務の全部又は一部（但し、本施設等の利用許可に関する権限の行使は除く。以下において同じ。）を第三者に委託し又は請け負わせようとするときは、関連資料（受託者又は請負人の名称、委託又は請け負わせる業務の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。）を添えて、市に対して事前に通知しなければならない。市の事前の書面による承諾を得た場合に限り、維持管理・運営業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。但し、基本協定書に当該業務を受託し又は請け負う旨記載のある構成員又は協力企業に委託し、又は請け負わせる場合には、市の承諾を要せず、当該構成員又は協力企業に委託し、又は請け負わせた旨を、事前に又は事後速やかに通知すれば足りる。

- 2 前項に基づき、維持管理・運営業務の全部又は一部の委託を受け、又は請け負った第三者が、さらに当該業務の一部を他の第三者に委託し又は請け負わせる場合、事業者は、関連資料（かかる第三者の名称、委託し、又は請け負わせる業務の内容、その他市が合理的に要求する事項を特定するに足るものでなければならない。）を添えて、維持管理・運営業務開始の 30 日前までに市に対してその旨を書面により通知し、市の承諾を得なければならない。
- 3 市は、必要と認めた場合には、随時、事業者から維持管理・運営業務の遂行状況について報告を求めることができる。
- 4 事業者は、その責任及び負担において、第 1 項及び第 2 項に規定する受託者、請負人及び下請人（以下、「業務受託者等」と総称する。）に本事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせるものとし、かかる業務受託者等に対する委託又は請負に関連して発生する一切の増加費用及び損害は、すべて、事業者がこれを負担する。業務受託者等の行為は、すべて、これを事業者の行為とみなし、業務受託者等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 本条に定めるほか、業務受託者等に対する委託又は請負の条件は、第 7 条に定めるところに従う。

（総括責任者、業務責任者及び業務担当者）

第42条 事業者は、総括責任者及び業務責任者を定め、維持管理期間の開始の 6 ヶ月前に市に届け出る。総括責任者又は業務責任者を変更する場合も同様とする。

- 2 事業者は、市に対し、業務担当者の名簿を、維持管理・運營業務開始の 30 日前に提出する。事業者は、業務担当者に変更があった場合、速やかに、これを市に報告する。なお、事業者は、業務の実施にあたり、法令等により業務従事者が資格を必要とする場合には、その資格を有する業務担当者を選任しなければならない。
- 3 事業者は、自らの責任と費用負担において、業務担当者の労働安全衛生管理を行う。
- 4 市は、事業者の総括責任者、業務責任者又は業務担当者がその業務を行うに不相当と認めるときは、事業者に対し、理由を付記して、いつでもその交替を請求することができる。事業者は、かかる総括責任者、業務責任者又は業務担当者の交替により費用が増加し、又は損害が発生した場合であっても、市に対し、かかる増加費用又は損害を請求することはできない。

(維持管理・運營業務における要求水準の変更)

第43条 市は、要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応（サービス購入料の変更を含む。）について協議を行い、事業者の合意を得る。

- 2 維持管理・運営費が増加した場合又は損害が発生した場合の措置は、次のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき理由（①市の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は市による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。））により、維持管理・運営費が増加する場合、市が当該増加費用を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営費が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により、維持管理・運営費が増加する場合又は損害（本施設等の損傷を含む。）が発生した場合の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

(事業報告)

第44条 事業者は、維持管理・運營業務の実施状況を市に定期的に報告する目的で、業務日報、業務月報、及び年度総括書（以下、「業務報告書」と総称する。）を作成する。

- 2 事業者は、市に対し、毎月の業務が終了した後 10 日以内に、当該月に係る業務月報を提出する。又、事業者は、市に対し、毎事業年度終了後 60 日以内に、当該年度に係る年度総括書を提出し、年間業務報告を行なう。このほか、事業者は、市の要求に応じて、業務日報を市の閲覧に供する。
- 3 事業者は、前項に定める業務報告書のうち、業務日報及び業務月報は 5 年間、年度総括書は維持管理期間の終了時から 5 年を経過するまで、それぞれ保管する。なお、市は当該業務報告書を公表することができる。

(維持管理・運營業務に伴う近隣対策)

第45条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、維持管理・運營業務を実行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。市は、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。

- 2 前項の近隣対策の結果、事業者に生じた費用及び損害は、本事業契約に別段の定めがない限り、

い限り、事業者がこれを負担する。

- 3 前項にかかわらず、本施設等を設置・運営すること自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、市がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する費用は、市がこれを負担する。

(本施設等に係る光熱水費の負担)

第46条 事業者は、維持管理・運営業務を実施するために必要な電力、ガス、水道等は自己の責任と費用で調達しなければならない。

- 2 事業者は、第1項の定めにかかわらず、要求水準書の定めに従い、川越市資源化センターからの高温水を無償で供与を受けることができる。

第2節 維持管理業務

(維持管理業務に関する要求水準)

第47条 事業者が実施する維持管理業務は、常に、維持管理業務に関する要求水準を満たすものでなければならない。

(本施設等の修繕)

第48条 事業者は、本施設等に関し、維持管理・運営業務計画書に定めのない修繕又は更新を行う場合、市に対して、事前にその内容及びその他の必要事項を通知し、かつ、市の事前の書面による承諾を得なければならない。かかる修繕又は更新は、すべて、事業者が、自己の責任と費用負担において、これを行う。

- 2 事業者は、本施設等の修繕又は更新を行った場合、当該修繕又は更新について、市の立会による確認を受け、当該確認後、必要に応じて、その内容を設計図書に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに市に提出する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本施設等に関し、市の責めに帰すべき事由により、維持管理期間中に維持管理・運営業務計画書に定めのない修繕又は更新を行う必要が生じた場合は、市は、自らの責任と費用負担において、かかる修繕又は更新を行う。
- 4 法令等の変更又は不可抗力により、本施設等の修繕又は更新（維持管理・運営業務計画に定めのない修繕・更新も含む。）を行った場合の取扱いは、第9章又は第10章の規定に従う。

第3節 運営業務

(運営業務に関する要求水準)

第49条 事業者が実施する運営業務は、常に、運営業務に関する要求水準を満たすものでなければならない。

(利用料金等)

第50条 市は、維持管理期間開始の6ヶ月前までに、本施設等の利用料金その他本施設等の運営に必要な事項を本条例で規定する。

- 2 事業者は、該当する本条例の各規定に従い、指定管理者として本施設等の利用者から、所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。但し、提案書類に定められた一の事業年度

における利用料金収入水準を上回る利用料金収入があった場合、当該事業年度に係る税引後利益のうち、提案書類所定の割合に相当する金額を、提案書類所定の方法により事業者は市又は市民に対し還元するものとする。利用料金の収納に関する業務については、そのすべてを事業者の責任で行い、利用料金の未収納について、市はその責任を負担しない。

- 3 市は、随時、自らの費用により、利用料金の出納状況について、事業者に対し監査を実施できる。

(自主事業と事業者の直接収入)

第51条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本事業契約、本事業関連書類及び年度別協定書に従って、自主事業を実施する。

- 2 事業者は、自主事業の内容を変更するときは、事前に市の承諾を得なければならない。
- 3 自主事業から得られた収入は、事業者の収入とする。
- 4 事業者は、自主事業に係る事業計画（利用者から徴収するサービスの対価その他の料金の設定を含む。）について事前に市の承諾を得なければならない。
- 5 事業者は、自主事業に係るサービスの利用状況、近隣の同種施設の使用状況等を勘案し、前項に基づいて市の承諾を得た料金設定を、合理的な範囲で変更することができる。但し、事業者は、かかる変更について事前に市の承諾を得なければならない。

(自主事業の一部又は全部の終了)

第52条 事業者は、自主事業の全部又は一部の採算が悪化し、これを継続した場合に、本施設等の維持管理及び運営が困難となることが見込まれる場合、これを市に通知する。

- 2 前項の通知を受けた場合、市は、自主事業の継続について事業者と協議を行った上、市の判断により、業務の停止を命令した上で、事業者による自主事業の一部又は全部を終了させることができる。
- 3 前項の規定は、市が、事業者の行う自主事業が、提案書類又はその他の本事業関連書類に定められたサービス水準を満たしていないと判断した場合に、これを準用する。

(物品販売・飲食提供業務と事業者の直接収入)

第53条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本事業契約、本事業関連書類及び年度別協定書に従って、物品販売・飲食提供業務を実施する。なお、物品販売・飲食提供業務は、本事業契約に基づく他の事業とは独立採算とし、事業者は、物品販売・飲食提供業務に係る収支管理を他の事業と分別して管理しなければならない。

- 2 事業者は、物品販売・飲食提供業務に係るサービスの利用状況を勘案し、物品販売・飲食提供業務の内容を合理的な範囲で変更することができる。但し、事業者は、かかる変更について事前に市の承諾を得なければならない。
- 3 物品販売・飲食提供業務から得られた収入は、事業者の収入とする。
- 4 事業者は、物品販売・飲食提供業務に係る事業計画（サービスの対価その他の利用料金の設定を含む。）について事前に市の承諾を得なければならない。
- 5 事業者は、物品販売・飲食提供業務に係るサービスの利用状況、近隣の同種施設の使用状況等を勘案し、前項に基づいて市の承諾を得た料金設定を、合理的な範囲で変更することができる。但し、事業者は、かかる変更について事前に市の承諾を得なければならない。

(物品販売・飲食提供業務の一部又は全部の終了)

第54条 事業者は、物品販売・飲食提供業務の全部又は一部の採算が悪化し、これを継続した場合に、本施設等の維持管理及び運営が著しく困難となることが合理的かつ客観的に見込まれる場合、これを市に通知する。

2 前項の通知を受けた場合、市は、物品販売・飲食提供業務の継続について事業者と協議を行った上、市の判断により、業務の停止を命令した上で、事業者による物品販売・飲食提供業務の一部又は全部を終了させることができる。この場合、当該業務の終了の範囲に応じて、事業者は、市に対し、事業者の費用及び責任において、事業者が物品販売・飲食提供業務のために利用していた本施設等の部分を原状に復し、これを明け渡す。

3 前項の規定は、市が、事業者の行う物品販売・飲食提供業務が、提案書類又はその他の本事業関連書類に定められたサービス水準を満たしていないと判断した場合に、これを準用する。

(物品販売・飲食提供業務の実施場所)

第55条 事業者が、物品販売・飲食提供業務の実施のために本施設等の一部を使用するときは、市からの使用の許可を受けなければならない。市が定めた使用料を使用許可に付された条件に従って市に支払わなければならない。市は、物品販売・飲食提供業務の収入を勘案して、事業者に対し、使用料の変更を求めることができる。

第4節 市による業務の確認等

(市による説明要求及び立会い)

第56条 市は、事業者に対し、維持管理期間中、維持管理・運営業務について、随時その説明を求め、市が必要とする書類の提出を請求し、又は本施設等において維持管理及び運営状況を自ら立会いの上確認することができる。事業者は、かかる市の要求に対して最大限の協力を行わなければならない。

2 前項に規定する説明又は確認の結果、本施設等の維持管理及び運営状況が、本事業関連書類又は維持管理・運営業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合の措置については、第74条に規定するモニタリングの手続に従う。

3 市は、必要に応じて、本施設等について、本施設等の利用者その他の者へのヒアリングを行うことができる。

4 市は、本条に基づく説明要求、確認、立会いの実施等を理由として、本施設等の維持管理・運営業務の全部又は一部について、何らの責任も負担せず、又、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

第5節 損害・損傷等の発生

(第三者に及ぼした損害)

第57条 事業者が維持管理・運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者(事業者の役員、従業員を含む。)に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない

い限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、かかる損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がこれを負担する。

- 2 不可抗力により、維持管理業務又は運営業務に関し、第三者に損害が発生した場合は、第10章の規定に従う。
- 3 事業者は、第1項に定める損害賠償にかかる事業者の負担に備えるために、本施設等の維持管理期間中、自己の責任及び費用負担において、自己又は業務受託者等をして、別紙7第2項記載の保険に加入する。

第5章 サービス購入料の支払い

(サービス購入料(設計・建設費相当分)の支払)

第58条 市は、事業者の遂行する設計・建設業務に関し、別紙12に従って算定される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、サービス購入料(設計・建設費相当分)として支払う。

- 2 本事業契約締結時以降に、①設計・建設業務の主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、又は、②本事業契約締結時には予期することのできなかつた特別の事情により日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、サービス購入料(設計・建設費相当分)が不適当となった場合には、市及び事業者は、当該工事材料の日本国内における価格の変動等をサービス購入料(設計・建設費相当分)の支払に反映するよう、協議を行う。
- 3 市が別紙12に従って、別紙12所定のサービス購入料1(設計・建設費相当一括支払分)の支払として実施設計費、施設工事費(建築・設備)、外構工事費に係る費用の70%を超える金額を支払った場合には、別紙12所定のサービス購入料2(設計・建設費相当割賦支払分)算定の基礎となる割賦元本の減額に応じてサービス購入料2(設計・建設費相当割賦支払分)は減額される。

(サービス購入料(設計・建設費相当分)の変更、減額及び支払いの留保)

第59条 市の行為(市の政策変更を含む。)、法令等の変更(但し、本事業に類型的に若しくは特別に影響を及ぼす法令等の変更又は消費税その他これに類似の税制度の新設若しくは変更(税率の変更を含む。))に限る。)又は不可抗力により設計・建設業務に係る費用が当初の見積から変更した場合、市は、事業者と協議の上、その変更分相当を、設計・建設費に反映することができる。

- 2 設計・建設業務に関し、要求水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は、当該事項が改善されるまでの間、サービス購入料(設計・建設費相当分)の支払を留保することができる。市が本項に基づき支払を留保している間の利息は、これを付さない。

(サービス購入料(維持管理・運営業務費相当分)の支払)

第60条 市は、事業者の遂行する維持管理・運営業務に関し、毎事業年度に4回、別紙12に従って算定される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、維持管理期間中、サービス購入料(維持管理・運営業務費相当分)として支払う。

- 2 前項にかかわらず、サービス購入料（維持管理・運營業務費相当分）の支払額は、物価変動に伴い、別紙 12 記載の方法に従って改定される。

（サービス購入料（維持管理・運營業務費相当分）の変更及び減額並びに改善勧告）

第61条 市の行為（市の政策変更を含む。）、法令等の変更（但し、本事業に類型的に若しくは特別に影響を及ぼす法令等の変更又は消費税その他これに類似の税制度の新設若しくは変更（税率の変更を含む。）に限る。）又は不可抗力により維持管理・運營業務に係る費用が当初の見積から変更した場合、市は、事業者と協議の上、その変更分相当を、サービス購入料（維持管理・運営費等相当分）に反映することができる。

- 2 第 74 条に基づくモニタリングの結果、維持管理・運營業務に関し、要求水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は、別紙 13 に定める手続に基づいて、事業者に対し、改善勧告をなすとともに、所定の方法で減額ポイントを計上し、サービス購入料（維持管理・運営費等相当分）の減額等を行う。また、この場合、市は必要と認める場合には、サービス購入料（維持管理・運営費等相当分）の支払を留保することもできる。
- 3 事業者が市に提出した業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合、事業者は、市に対して、当該虚偽の記載がなければ市が前項の規定に従って減額し得た金額を、これに第 90 条に準じて政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める当該業務報告書の提出日時点における割合で計算した遅延損害金を付加して返還しなければならない。

（サービス購入料（光熱水費等相当分）の支払）

第62条 市は、事業者の遂行する維持管理・運營業務に要する光熱水費等に関し、毎事業年度に 4 回、別紙 12 に従って算定される金額を、同記載の支払方法に従って、事業者に対し、維持管理期間中、サービス購入料（光熱水費等相当分）として支払う。

- 2 前項にかかわらず、サービス購入料（光熱水費等相当分）の支払額は、光熱水費等の料金改定に伴い、別紙 12 記載の方法に従って改定される。また、前条 2 項の場合において、市は必要と認める場合には、サービス購入料（光熱水費等相当分）の支払を留保することができる。

第 6 章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等

第 1 節 契約期間

（契約期間）

第63条 本事業契約は、本事業契約の締結の日から効力を生じ、維持管理期間の終了日をもって終了する。

- 2 事業者は、前項に定める契約期間中、本施設等を、本事業関連書類に定められた要求水準を満たす状態に保持する義務を負う。
- 3 事業者は、本事業契約が終了する 1 年前までに、本施設等及び設備機器並びに備品等の改修、修繕又は更新の必要性を検討し、本事業契約の終了までに必要な改修、修繕及び更

新を完了する。

- 4 事業者は、本事業契約の終了にあたって、市に対し、市が要求水準書記載の業務その他これに付随する業務の遂行のために本施設等を継続使用できるよう、維持管理・運営業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理・運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、業務の引継ぎに必要な協力を行う。市は、本事業契約の終了に際し、第74条の定めに従い本事業契約終了時のモニタリングを実施し、別紙13に基づきサービス購入料（維持管理・運営費相当分）の減額、支払留保及び事業者に対する費用請求等を行う。
- 5 市は、本事業契約が終了する1年前までに事業者へ通知を行った上、第74条の定めに従い終了前検査を実施し、要求水準書に記載されたすべての事項がその要求水準を達成しているかを確認する。かかる検査の過程で本施設等に修繕すべき点が存在することが判明した場合、市は事業者へこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。但し、市が修繕を要するとした箇所について、不可抗力が原因で修繕が必要とされることを事業者が証明した場合には、事業者は、別紙14で事業者の費用負担とされる範囲で修繕を行えば足りる。
- 6 事業者は、本事業契約が終了する6ヶ月前までに、本事業契約終了後の本施設等及び設備機器並びに備品等の改修、修繕及び更新の必要性について調査を行い、これを市に報告する。

第2節 本施設等引渡し前の契約解除等

（本施設等引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第64条 本事業契約締結日以後、本施設等の事業者から市に対する引渡しまでの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（事業者が要求水準を満たしていない場合を含む。）、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
 - (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、本日程表に記載された工事開始日を過ぎても本工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
 - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本引渡予定日までの期間内に本施設等が完成しないとき。
 - (4) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会での申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
 - (5) 構成員が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等若しくは本事業契約に違反し、又は事業者による表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
- 2 前項の場合において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 3 本施設等の引渡し前に前項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、市に対して、市が支払うべきサービス購入料（設計・建設費相当分）（但し、サービス購入料（設計・建設費相当分）の割賦支払に係る金利相当額を除く。）の10分の1に相当する金額を違約金として市が指定する期間内に支払う。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
 - 4 市が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、本施設等の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受け、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後の買受代金の残額を、市の選択により、①経過利息(B)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
 - 5 前項の場合において、市が本施設等の出来形部分を買受けない場合、事業者は、市と協議の上、自らの費用と責任により、本施設等の買受けられない部分に係る本土地を原状（更地）に回復した上で、速やかにこれを市に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を第90条に準じて計算した利息を付して返還する。

（本施設等引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 第65条 本事業契約締結日以後、本施設等の事業者から市に対する引渡しまでの間において、市が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、市に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が市に到達した日から60日以内に市が当該違反を是正しない場合には、市に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により、本事業契約が解除された場合、市は、本施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
 - 3 市は、前項の規定により本施設等の出来形部分の所有権を取得する場合には、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①経過利息(A)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いによりこれを支払う。事業者は、前項の規定により、市が本施設等の出来形部分の所有権を取得しない場合には、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を返還する。なお、事業者は、当該返還すべき金額と第4項の増加費用に係る金額とを、対当額で相殺することができる。

- 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用を負担する。

(本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等)

第66条 本事業契約締結日以後、本施設等の事業者から市に対する引渡しまでの間において、第77条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、市は、本施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により本施設等の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、市の選択により、①経過利息(A)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。事業者は、前項の規定により、市が本施設等の出来形部分の所有権を取得しない場合には、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を返還する。

(本施設等引渡し前の不可抗力による契約解除)

第67条 本事業契約締結日以後、本施設等の事業者から市に対する引渡しまでの間において、第79条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかわらず、事業者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、市は、本施設等の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 市は、前項の規定により、本施設等の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除

く。)を、市の選択により、①経過利息(A)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。事業者は、前項の規定により、市が本施設等の出来形部分の所有権を取得しない場合には、解除前の支払スケジュールにより市が事業者に対し既に支払った分を返還する。

第3節 本施設等引渡し以後の本指定の取消等

(本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)

第68条 本施設等の引渡し以後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、市は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。但し、事業者が要求水準を満たしていない場合の手続は、第74条の定めに従う。

- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
 - (2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、本施設について、連続して30日以上又は1年間において合計60日以上にわたり、本事業関連書類及び維持管理・運營業務計画書に従った維持管理業務又は運營業務を行わないとき。
 - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
 - (4) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者(事業者の役員、従業員を含む。)によりその申立てがなされたとき。
 - (5) 事業者が、市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (6) 構成員及び協力企業が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
 - (7) 事業者が、正当な理由なくして、市の指示又は改善勧告等に従わないとき。
 - (8) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者からこの契約の解除の申出があったとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等若しくは本事業契約に違反し、又は事業者による表明保証が真実でなく、その違反、不実又は不正により本事業契約の目的を達することができない又は指定管理を継続することが適当でないときと市が認めたとき。
- 2 前項において、市が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
- (1) 市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、本指定を取り消し、又は期間を定めて前条第1項各号に掲げる業務の全部若しくは一部の停止を命じ、かつ、当該取消又は停止の範囲に応じて本事業契約の全部又は一部を解除することができる。市は、維持管理・運營業務の(全部ではなく)一部を終了させた場合、事業者の負担において、事業者が当該終了に係る業務のために利用していた本施設等部分を原状に復し、その明渡しを請求することができる。但し、原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないと当該市が認めたときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 3 市は、第2項第1号に基づいて本指定の取消しを行おうとする際には、事前に以下の事

項を事業者に通知する。

- (1) 指定取消しの理由
- (2) 指定取消しの要否
- (3) 事業者による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (4) 指定取消しの効力発生日（この契約の終了日）
- (5) その他必要な事項

4 第2項の規定により本指定を取消し、又は期間を定めて維持管理・運營業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

5 市は、第2項第1号による解除後も、本施設等の所有権を有する。

6 第2項第1号により市により本事業契約が解除された場合、事業者は、市が支払うべき当該事業年度のサービス購入料（維持管理・運営費等相当分）の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

7 第2項第1号により、市の維持管理・運營業務の一部が終了した場合、事業者は、市が支払うべき当該事業年度の維持管理・運営費等（但し、当該終了に係る業務に相当する部分に限る。）の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に、市に対して支払わなければならない。さらに、市が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、市は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

8 市は、サービス購入料（設計・建設費相当分）の残額と、前2項の違約金及び損害賠償請求権に係る金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、市は、かかる相殺後の施設等整備費の残額を、市の選択により、①経過利息(B)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（本施設等引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消等）

第69条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市に対して本指定の取消しを申出ることができる。

- (1) 市が本事業契約に違反し、指定管理を継続することが困難なとき。
- (2) 市の責めに帰すべき事由により、事業者が著しく損害又は損失を被ったとき。

2 市は、前項の申出を受けた場合、その事実を確認した上で、処置を決定する。

3 前項の規定により、本指定が取り消されるなどして本事業契約の全部又は一部が解除された場合であっても、本施設等の所有権は、市が有する。

4 第2項に基づき本指定が取り消されるなどして本事業契約の全部又は一部が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用を負担する。この場合においても、市は、サービス購入料のうち施設等整備費相当の残額を、市の選択により、①経過利息(A)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（本施設等引渡し以後の法令変更による本指定の取消等）

第70条 本施設等の引渡し以後において、第77条第2項に基づく協議にもかかわらず、本

事業契約の締結後における法令等の変更により、市が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、本指定を取り消し、又は期間を定めて前条第1項各号に掲げる業務の全部若しくは一部の停止を命じ、かつ、当該取消又は停止の範囲に応じて本事業契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本指定が取り消されるなどして本事業契約の全部又は一部が解除された場合において、本施設等の所有権は市が有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス購入料（設計・建設費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息(A)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。又、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、市は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者を支払い、その支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

(本施設等引渡し以後の不可抗力による本指定の取消等)

第71条 本施設等の引渡し以後において、第79条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力に係る事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、市は、同条項にかかわらず、事業者へ通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 市は、本指定を取り消し、又は期間を定めて前条第1項各号に掲げる業務の全部若しくは一部の停止を命じ、かつ、当該取消又は停止の範囲に応じて本事業契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (2) 市が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本指定が取り消されるなどして本事業契約の全部又は一部が解除された場合において、本施設等の所有権は市が有する。この場合、市は、解除された部分に該当するサービス購入料（設計・建設費相当分）の残額を、市の選択により、①経過利息(A)を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。又、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、市は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者を支払い、その支払方法については市及び事業者が協議によりこれを決する。

第4節 事業関係終了に際しての処置

(事業関係終了に際しての処置)

第72条 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分に係る本施設等内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する

工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（業務受託者等の所有又は管理に係る物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる市の処置について異議を申し出ることができず、かつ、市がかかる処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、当該終了部分に係る本施設等を維持管理・運営するために必要な、事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。

（終了手続の負担）

第73条 本事業契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

第5節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

（モニタリング及び要求水準未達成に関する手続）

- 第74条 市は、要求水準に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙13の規定に基づき、本事業に係る各業務につきモニタリングを行う。
- 2 モニタリングの結果、事業者による本事業の遂行が要求水準を満たさないと市が判断した場合には、市は、別紙13に従って、本事業の各業務につき、必要な措置を行う。
 - 3 モニタリングにかかる費用のうち、本事業契約において事業者の義務とされているものを除く他の部分は、これを市の負担とする。
 - 4 事業者は、本事業に関し、要求水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに市に対して報告・説明しなければならない。

第7章 表明・保証及び誓約

（事業者による事実の表明・保証及び誓約）

- 第75条 事業者は、市に対して、本事業契約の締結日現在において、次に掲げる事項が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な説明に欠けていないことを表明し、保証する。
- (1) 事業者は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有している。
 - (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者は、本事業契約を締結し、履行することにつき、法令等上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践している。
 - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、事業者に適用のある法令等に違反せず、事業者が当事者であり、事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しない。

- (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い、事業者に対して執行可能である。
- 2 事業者は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を市に対して誓約する。
- (1) 本事業契約を遵守すること。
 - (2) 市の事前の書面による承諾なしに、本事業契約上の地位又は権利を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 前号に定めるほか、市の事前の承諾なしに、本事業に関連して事業者が市との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は権利を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (4) 市の事前の承諾なしに、事業者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。
 - (5) 事業者の代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。

第8章 契約保証金

(契約保証金)

第76条 事業者は、市に対し、契約保証金として、本事業契約の締結の日に、サービス購入料（設計・建設費相当分）の事業期間合計に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（但し、サービス購入料（設計・建設費相当分）の割賦支払に係る金利相当額を除く。）の10分の1以上を預託する。市は、本施設等の引渡しと同時に、かかる契約保証金を事業者に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が自己の責任及び費用負担において、市又は事業者を被保険者とし、サービス購入料（設計・建設費相当分）の事業期間合計に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（但し、サービス購入料（設計・建設費相当分）の割賦支払に係る金利相当額を除く。）の10分の1以上に相当する金額を保証金額とする履行保証保険契約を自ら締結し、又は工事請負人等をしてかかる履行保証保険契約を締結させることにより、契約保証金を免除する。この場合、事業者又は工事請負人等は、本事業契約の締結日に、かかる履行保証保険契約の写しを市に提出しなければならない。なお、事業者は、自らを被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、当該保険金請求権の上に、第64条第3項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、市を第一順位とする質権を設定する。かかる質権設定の費用は、事業者がこれを負担する。

3 前項に基づく履行保証保険契約の有効期限は本引渡予定日まで（但し、本引渡予定日が延長された場合は延長期間を含む。）とする。

第9章 法令変更

(通知の付与及び協議)

第77条 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本施設等が設計図書に従い建設若しくは工事をできなくなった場合、又は本事業関連書類で提示された条件に従って本施設等を維持管理、運営できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに

市に対して通知しなければならない。市及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。但し、市及び事業者は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本施設等の設計及び建設の変更、本引渡予定日、並びに本事業契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から90日以内に本事業契約の変更について合意が成立しない場合、市は、当該法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用又は損害の扱い)

第78条 法令等の変更により、設計・建設業務、維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙14第1項の定めに従う。

第10章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第79条 事業者は、不可抗力により、本施設等について、設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、又は本事業関連書類で提示された条件に従って本施設等を維持管理、運営できなくなった場合、市に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、事業者、市は、当該通知が発せられた日以降、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。但し、事業者、市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 市が事業者から前項の通知を受領した場合、市及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本施設等の設計及び建設、本引渡予定日、並びに本事業契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から90日以内に本事業契約の変更について合意が成立しない場合、市は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第80条 不可抗力により、設計・建設業務、維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙14第2項の定めに従う。

(不可抗力による第三者に対する損害の扱い)

第81条 不可抗力により、設計・建設業務、維持管理・運営業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害(但し、事業者、受託者等が加入した保険等により填補された部分を除く。)の負担は、別紙14第2項の定めに従う。

第 11 章 その他

(公租公課の負担)

第82条 本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて、事業者の負担とする。市は、事業者に対してサービス購入料及びこれに対する消費税相当額（消費税及び地方消費税をいう。）を支払うほか、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業契約に関連する公租公課については、一切これを負担しない。本事業契約締結時点で市及び事業者に予測不可能であった新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合、その負担方法については、別紙 14 第 1 項に従う。

(疑義についての協議)

第83条 本事業契約において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。

(融資団との協議)

第84条 市は、本事業に関し、事業者に融資する融資団との間で、一定の重要事項（市が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求する場合、本事業契約を終了する場合を含む。）についての融資団への通知及び協議並びに担保権の設定及び実行に関する取扱いについて協議し、その合意内容を、本事業契約とは別途定める。

(株主・第三者割り当て)

第85条 事業者は、本事業契約締結後直ちに、事業者の株主をして別紙 15 の様式及び内容の株主誓約書を、市に対して提出させる。

- 2 事業者は、事業者の株主以外の第三者に対し新株を割り当てるときは、事前に市の承諾を得なければならない。且つ、かかる場合、事業者は、当該新株の割り当てを受ける者をして、市に対して、速やかに別紙 15 の様式及び内容の株主誓約書を提出させる。
- 3 事業者は、本事業契約が終了するまでの間、構成員が事業者の発行済み株式総数の過半数を保持するよう新株の発行を行う。

(財務書類の提出)

第86条 事業者は、本事業契約の締結日以降、本事業契約の終了に至るまで、事業年度の最終日より 3 ヶ月以内に、会社法（平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含む。）の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。）を市に提出し、かつ、市に対して監査報告を行なう。市は当該監査済財務書類を公表することができる。なお、事業者は、物品販売・飲食提供業務に関する事項についてはかかる財務書類に含めず、物品販売・飲食提供業務については別途損益計算書を作成し市に提出する。

(秘密保持)

第87条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を、相手方又は相手方の代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らしてはならず、且つ、本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。但し、市又は事業者が法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。

(個人情報保護等)

第88条 事業者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む。）、川越市個人情報保護条例及びその他個人情報の保護に関する全ての関係法令等（別紙16を含む。）を遵守し、本件事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を漏洩してはならない。

2 事業者は、川越市個人情報保護条例及び市の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持し、これを維持する。

3 事業者は、工事請負人等又は業務受託者等に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該工事請負人等又は業務受託者等に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。

4 事業者、工事請負人等若しくは業務受託者等が前3項の義務に違反したこと、又は、事業者、工事請負人等若しくは業務受託者等の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、事業者は市に対し損害を賠償するとともに、市が必要と考える措置をとらなければならない。

第12章 雑則

(請求、通知等の様式その他)

第89条 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除は、書面により行わなければならない。なお、市及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

2 本事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号、その後の改正を含む。）の定めに従う。

3 本事業契約における期間の定めについては、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）及び会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。

4 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(延滞利息)

第90条 市又は事業者が、本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における割合で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

(協力義務)

第91条 事業者は、維持管理期間中、本施設等の周辺にて実施されることのある公共工事等について市が合理的に必要な協力を求めた場合、市と協議の上、これに協力する。

(解釈及び適用)

第92条 市と事業者は、本事業契約と共に、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。

- 2 本事業契約と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書等に関する質疑回答、入札説明書等、提案書類及び設計図書、実施方針等に関する質疑回答、実施方針等の順にその解釈が優先する。
- 3 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

(準拠法)

第93条 本事業契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第94条 本事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以下余白

別紙1 用語の定義

1. 維持管理期間

本事業において本施設等の引渡し日から平成 39 年 3 月 31 日まで（但し、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

2. 維持管理業務

本施設等の維持管理に関する以下の業務を総称していう。但し、大規模修繕は、これに含まれない。なお、維持管理業務の詳細は、事業計画書に明示されている。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 備品等保守管理業務（防災備品の保守管理を除く。）
- (4) 屋外施設保守管理業務
- (5) 一般施設環境衛生管理業務
- (6) 清掃業務
- (7) 植栽維持管理業務
- (8) 警備業務
- (9) 修繕・更新業務

3. 維持管理業務計画書

第 40 条第 1 項の規定に基づき、事業者により事業年度ごとに作成される書面であって、当該事業年度に係る維持管理業務の年間計画を記載したものをいう。

4. 維持管理・運営業務

維持管理業務及び運営業務を総称していう。

5. 維持管理・運営業務計画書

維持管理業務計画書及び運営業務計画書の総称をいう。

6. 運営協議会

本事業に関する協議を行うことを目的として、市、事業者及び市が指定する第三者により構成される合議体をいう。

7. 運営業務

本施設等の運営に関する以下の業務を総称していう。なお、運営業務の詳細は、別紙 3 に明示されている。但し、本事業の区域外の公園管理業務及び災害時対応業務は除く。

- (1) 総合管理業務（総合案内・広報、利用受付・許可調整、利用料金収受、フロント対応、備品管理、庶務）
- (2) 施設管理業務（温水プール管理、トレーニング室管理、温浴施設管理、休憩室管理、駐車場管理）
- (3) 健康増進アドバイス業務
- (4) 施設における各種教室等の実施業務（要求事業、自主事業(任意)）
- (5) 送迎バス運営業務
- (6) 物品販売・飲食提供業務

8. 運営業務計画書

第 40 条第 1 項の規定に基づき、事業者により事業年度ごとに作成される書面であって、当該事業年度に係る運営業務の年間計画を記載したものをいう。

9. 開館準備

維持管理・運営業務に必要な人員、資料、資材及び備品を調達・確保し、かつ、維持管理・運営業務に必要な訓練、研修、システムの導入等を行うことをいう。

10. 完成届

事業者が市に対して本工事の完成の事実を届け出るために、別紙 8-1 の様式に従い作成する書面をいう。

11. 基本協定書

本事業に関し、市と構成員との間で平成●年●月●日に締結された基本協定書をいう。

12. 業務従事者

維持管理・運営業務に従事する者をいう。

13. 業務受託者等

第 41 条第 4 項に定義される業務受託者等をいう。

14. 業務責任者

維持管理・運営業務の業務区分毎に、その内容を総合的に把握し調整を行う責任者として、事業者が指定した者をいう。

15. 協力企業

事業者から本事業の一部を受託又は請け負う者であって、落札者の構成員ではない者をいう。

16. 経過利息(A)

別紙 12 に定める割賦金利（但し、本工事着工時を基準とする）に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。

17. 経過利息(B)

(i) 国債の利率、又は(ii)別紙 12 に定める割賦金利（但し、本工事着工時を基準とする。）のうち、いずれか低い利率に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。

18. 契約保証金

本事業契約の締結に係る保証金をいう。

19. 工事請負人等

第 19 条第 1 項及び第 2 項に基づき事業者が本工事の全部又は一部を請け負わせた第三者を総称する。

20. 工事開始日

本工事を開始する日として本日程表において指定された日をいう。

21. 工事完成確認

本施設等が本事業関連書類に規定された性能及び仕様を充足し、維持管理・運営業務を現実に実施しうる状態にあるかの確認をいう。

22. 工事完成確認通知書

工事完成確認を証する文書をいう。

23. 工事完成図書

本工事完了時に事業者が作成し、本事業契約の末尾に別紙 6 に完成時提出すべきものとして掲げる工事関係書類をいう。

24. 工事監理者

本工事に関し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 6 項に規定する工事監理をする者をいう。

25. 構成員

落札者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資する者をいう。

26. 光熱水費

電気、ガス、水道、下水、及び通信費を総称していう。

27. サービス購入料

本事業契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が支払う対価をいう。なお、サービス購入料の詳細は、別紙 12 に記載のとおりである。

28. サービス購入料（維持管理・運営費等相当分）

別紙 12 に定義されるサービス購入料のうち維持管理・運営費等相当分（サービス購入料 3 及びサービス購入料 4 として記載されるもの）をいう。

29. サービス購入料（光熱水費等相当分）

別紙 12 に定義されるサービス購入料のうち光熱水費等相当分（サービス購入料 5 として記載されるもの）をいう。

30. サービス購入料（設計・建設費相当分）

別紙 12 に定義されるサービス購入料のうち設計・建設費及び割賦金利（サービス購入料 1 及びサービス購入料 2 として記載されるもの）をいう。

31. 事業計画

本日程表及び事業計画書において予定される、本事業に係る各種業務の実施計画をいう。

32. 事業計画書

事業者の作成による、本施設等の設計・建設業務、維持管理・運営業務の概要を記載した書面であって、本事業契約の末尾に別紙 3 として添付された書面をいう。

33. 落札者決定基準

本事業に関し平成 22 年 1 月 7 日に入札説明書とともに公表された川越市なぐわし公園 温水利用型健康運動施設等整備運営事業 別添資料 2 落札者決定基準をいう。

34. 事業年度

毎年4月1日から始まる1年間をいう。但し、当初の事業年度は、本事業契約締結の日から平成23年3月31日までをいう。

35. 業務報告書

維持管理・運營業務の実施状況を市に定期的に報告する目的で作成する、業務日誌、業務月報、及び年度総括書の総称をいう。

36. 自主事業

本事業の目的に合致する範囲において事業者が本施設等において実施する事業であって、当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることができるものとして、別紙11で特定された事業をいう。

37. 設計・建設業務

本事業に関する以下の業務を総称していう。なお、設計・建設業務の詳細は、別紙3において明示されている。

- (1) 事前調査業務及びその関連業務
- (2) 設計及びその関連業務
- (3) 建設工事及びその関連業務（外構工事等を含む。）
- (4) 備品等の設置工事及びその関連業務
- (5) 工事監理業務
- (6) 建設に伴う各種申請等の業務（建築確認申請等）
- (7) 工事に伴う近隣対策
- (8) 国庫補助金申請図書作成補助業務
- (9) 本施設等の引渡し業務

38. 実施方針

平成21年7月29日付川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業実施方針（その後の訂正・変更を含む。）をいう。

39. 実施方針等

実施方針及びその付属資料の全体を総称する。

40. 実施方針等の質疑回答

実施方針等に関する質問に対する市の回答書をいう。

41. 指定管理者

地方自治法（昭和22年法律第67号、その後の改正を含む。）第244条の2第3項に定義される指定管理者であって、本施設等のうち公の施設に該当する部分にかかる市の条例の規定に基づき、本施設等のうちの公の施設の管理にあたる者をいう。

42. サービス購入料の支払について

本事業に関し平成22年1月7日に入札説明書の添付資料として公表された「添付資料2 サービス購入料の支払について」をいう。

43. 条例等

市及び県が定める条例及び規則その他の施行細則を総称していう。

44. 施工体制台帳

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号、その後の改正を含む。）第 24 条の 7 に規定する施工台帳をいう。

45. 設計・建設期間

本事業契約締結日から本引渡予定日までの期間をいう。但し、事業者が本引渡予定日までに本施設等を完工できなかつた場合には、市が本施設等の完工後その引渡を受けた日までの期間をいう。

46. 設計図書

要求水準書に基づき事業者が作成した別紙 5-1 記載の基本設計図書、別紙 5-2 記載の実施設設計図書、及び本施設等についてのその他の設計に関する図書（本事業契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）をいう。

47. 設計図書等

設計図書、工事完成図書、及びその他本事業契約に関連して市の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

48. 提案書類

落札者が入札手続において市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他当該応募者が本事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。

49. 総括責任者

維持管理・運營業務の全体を総合的に把握し調整する責任者として事業者が指定した者をいう。

50. S P C 統括責任者

本事業の遂行にあたり、設計・建設、維持管理、運営の業務全般を統括し責任を負う者として事業者が指定した者をいう。

51. 入札説明書

平成 22 年 1 月 7 日付川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運營業入札説明書をいう。

52. 入札説明書等

入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその別紙、落札者決定基準、様式集など入札公告時に示した資料を総称する。

53. 入札説明書等質疑回答

入札説明書等に関する質問に対する市の回答書を総称する。

54. 年度別協定書

市と事業者との間で、事業年度ごとの維持管理・運營業務の遂行の条件について、概要別紙 10 の様式に従って作成・締結されるものをいう。

55. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（本事業関連

書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。) であって、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。但し、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。

56. 物品販売・飲食提供業務

本施設等の利便性確保のため、要求水準書に基づいて事業者が行う物品の販売及び飲食の提供に関する業務をいう。

57. 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。

58. 本工事

本事業に関し設計図書に従った本施設等の建設工事及びその他の設計・建設業務に基づく業務をいう。

59. 本事業

PFI 法に基づき、市が特定事業として選定した川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業をいう。

60. 本事業関連書類

入札説明書等、入札説明書等質疑回答、実施方針等（但し、入札説明書等において変更されたものは変更後の内容とする。）、実施方針等質疑回答、基本協定書及び提案書類を総称する。

61. 本施設等

本事業として、事業者がその設計、建設、維持管理及び運営を行う、川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設（仮称）（これに付随する外構、施設及び設備を含む。）をいう。

62. 本指定

事業者を、本施設等の指定管理者として指定することをいう。

63. 本条例

本施設等の設置、利用、管理及び指定管理者に関する基本的な事項を定める川越市都市公園条例（平成17年条例第25号）並びに同各条例に付随・関連する規則その他の細則（同各条例に基づきなされる市の議決（本事業に関係するものに限る。）を含む。）を総称していう。

64. 本土地

要求水準書別紙1の事業認可区域図において「事業認可区域」として特定された、市が所有権又は使用収益権を有し、本事業に供する土地をいう。

65. 本日程表

別紙2記載の本事業に係る日程表をいう。

66. 本引渡予定日

平成24年7月末日又は本事業契約に従い変更された日をいう。

67. モニタリング

要求水準に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙 13 の規定に基づき、本事業に係る各業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。

68. モニタリング実施計画書

維持管理・運營業務に関し、市が実施するモニタリングの対象、項目、方法等について定めた文書をいう。

69. 要求水準

本事業において事業者が実施する業務に関して市が要求するサービスの水準であって、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。

70. 要求水準書

本事業に関し平成 22 年 1 月 7 日に入札説明書とともに公表された別添資料 1 川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運營業業要求水準書をいう。

71. 落札者

本事業の実施に関して入札手続きにより選定された複数の企業からなる共同企業体をいう。

72. PFI 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、その後の改正を含む。）をいう。

別紙2 本日程表

基本設計図書の提出	平成●年●月●日
実施設計図書の提出	平成●年●月●日
工事着工予定日	平成●年●月●日
完成予定日	平成●年●月●日
供用開始日	平成●年●月●日
契約終了日(維持管理期間終了日)	平成●年●月●日

※落札者の提案に基づいて記載します。

別紙3 事業計画書

[提案に基づき記載]

別紙4 土地無償貸付契約の様式

川越市（以下「使用貸人」という。）と〇〇〇〇（以下「使用借人」という。）は、川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業における事業契約書（以下「本事業契約」という。）第9条の規定に基づき、使用貸人が行政財産として所有する本書末尾記載の土地（以下、「本土地」という。）に関し、以下のとおり土地使用貸借契約（以下、「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において用いられる用語は、本契約において特に定義されたものを除き、本事業契約において定義された意味を有する。

（使用目的）

第1条 使用貸人は、使用借人に対し、本契約及び本事業契約に定める条件に従い、使用借人の責任及び費用において、本土地上に本施設等を建築し、これを使用貸人に取得させることを目的として、本土地を無償にて貸与し、使用借人は、かかる目的のためにこれを借り受ける。

（指定用途）

第2条 使用借人は、本土地を、善良な管理者の注意をもって、前条記載の使用目的のとおりの用途に自ら使用する。使用借人は、使用貸人の事前の書面による承認を得ないで、その用途を変更してはならない。

2 使用借人は、本土地を、本事業契約に定める条件に従い、設計・建設業務の遂行に必要な範囲内で、工事請負人等に使用させることができる。

（貸借期間）

第3条 本契約は、本契約締結の日からその効力を生じ、第1条の使用目的の達成により終了する。第1条の目的を達成することができない客観的且つ明白な事情が生じたことについて使用貸人及び使用借人が合意した場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約は、第8条に規定する事由が生じたときに終了する。

（本土地の引渡し）

第4条 使用貸人は、第3条第1項に規定する貸借期間の初日に、本土地を使用借人に引渡す。

（瑕疵担保）

第5条 使用借人は、本事業契約第22条第3項の規定による場合のほか、本土地の瑕疵（有害物質の存在等を含み、隠れたる瑕疵であると否とを問わない。）を原因として使用借人に生じた損害、損失及び費用（第三者からの請求によるものを含むものとし、以下、「損害等」という。）につき、使用貸人に対し、損害賠償その他補償等の請求をすることはできない。

（権利譲渡等の禁止）

第6条 使用借人は、第2条第2項に定める場合を除き、使用貸人の事前の書面による承認を得ないで、本土地を第三者に転貸し、又は賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

（保全管理義務等）

第7条 使用借人は、善良な管理者としての注意をもって、本土地の維持、保全及び管理に

務めなければならない。

- 2 使用借人は、本土地が天災その他の事由によって損壊した場合には、直ちに、当該損壊が生じた本土地の維持、保全及び保安のために必要かつ適切な措置を講じる。この場合の費用・損害等の負担については、本事業契約の定めに従う。

(本契約の終了)

第8条 使用貸人は、使用借人が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 2 前項に定めるほか、本契約は、本事業契約が終了した場合には、当然に終了する。使用借人が、本事業契約に基づく事業者としての地位を喪失した場合も、同様とする。但し、市が、本事業契約に基づき、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を市が選定した第三者へ譲渡させた場合、使用借人は、使用貸人が認める条件で、使用借人の本契約上の地位を、当該第三者に譲渡する。

(原状回復)

第9条 使用借人は、本土地の明け渡しに際し、原状回復の義務を負わない。

(損害賠償)

第10条 使用借人は、本契約に定める義務を履行しないことにより、使用貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用)

第11条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて使用借人の負担とする。

- 2 使用借人は、本事業契約の規定による場合のほか、本土地の明け渡しに際し、理由のいかんを問わず、使用貸人に対し、本施設等その他の造作（工事請負人等その他の第三者の費用負担で設置したものを含む。）の買取り又は費用（撤去費用、明渡費用、保険料、営業権、その他の必要費又は有益費（名目の如何を問わない。）を含む。）の支払を請求することができない。

(補 則)

第12条 本契約と本事業契約との間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約の解釈が本契約の解釈に優先する。

- 2 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、使用貸人と使用借人が協議の上、これを定める。

別紙5 設計図書

5-1. 基本設計図書

※提案内容に応じて、市は必要な追加検討、追加図書を求める場合がある。

※提出図書の部数、版の変更を求める場合がある。

※国庫補助金申請、協議等で必要な図書を求める場合がある。

基本設計図書(基本設計完了時提出)			
成果図書		部数	備考 A3版以外 は特記
建築(総合)			
建築(総合)設計図	仕様概要書 仕上表 面積表及び求積表 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面) 矩計図(主要部詳細)	2部(正1副1)	
基本設計説明書	基本計画説明書 事業工程表 設計工程表(許認可工程含む) ボーリングデータ 敷地求積図 現況測量図(真北・高低差含む) 境界確定図 法チェックリスト 法チェック図 電波障害 動線計画 防災計画 サイン計画	2部(正1副1)	
建築(構造)			
基本構造計画案		2部(正1副1)	
構造計画概要書		2部(正1副1)	
構造仕様概要書		2部(正1副1)	

成果図書		部数	備考 A3版以外 は特記
外構			
外構設計図	外構計画図及び仕様概要表 切盛土計画図 緑化計画図 雨水排水計画図	2部(正1副1)	
電気設備			
電気設備計画概要書		2部(正1副1)	
仕様概要書		2部(正1副1)	
給排水衛生設備			
給排水設備計画概要書		2部(正1副1)	
仕様概要書		2部(正1副1)	
空調換気設備			
空気調和設備計画概要書		2部(正1副1)	
仕様概要書		2部(正1副1)	
昇降機設備			
昇降機設備計画概要書		2部(正1副1)	
仕様概要書		2部(正1副1)	
工事費概算書			
工事費概算書	建築(総合) 建築(構造) 電気設備 給排水設備 空気調和設備 昇降機設備	2部(正1副1)	A4版
その他(特別業務)			
透視図(3カット)		2部(正1副1)	
模型写真		2部(正1副1)	
日影図		2部(正1副1)	
主要備品計画書及び仕様書		2部(正1副1)	
コスト縮減検討中間報告書		2部(正1副1)	A4版
リサイクル計画書		2部(正1副1)	A4版
建築保全性能評価(CASBEE)	簡易版	2部(正1副1)	A4版
その他提案により必要となる説明書等		2部(正1副1)	任意

成果図書		部数	備考 A3版以外 は特記
資料			
各種技術資料	法令手続き関連、各種計算書 等	2部(正1副1)	A4版
各記録書	打合せ議事録	2部(正1副1)	A4版
	官公庁協議書		A4版
要求水準確認計画書及び報告書		2部(正1副1)	A4版
電子データ			
			CD-R 等

※基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるだけの主要な技術的検討が十分に行われ、主要寸法、主要なおさまり、主要な材料等の空間と機能のあり方に大きな影響を与えると考えられる項目に関する基本方針と解決策が盛り込まれた内容とする。

5-2. 実施設計図書

※提案内容に応じて、市は必要な追加検討、追加図書を求める場合がある。

※提出図書の部数、版の変更を求める場合がある。

※国庫補助金申請、協議等で必要な図書を求める場合がある。

成果図書		部数	備考 A1版以外 は特記
建築(総合)			
建築(総合)設計図	仕様書 仕様概要書 仕上表 面積表及び求積表 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 立面図(各面) 断面図 矩計図 平面詳細図 展開図 天井伏図	2部(正1副1)	

成果図書		部数	備考 A1版以外 は特記
建築(総合)(続)			
	建具表 建具詳細図 部分詳細図 造り付け家具図 仕上げユニット図 厨房機器図 サイン設計図 法規チェック図		
建築(構造)			
建築(構造)設計図	仕様書 伏図 軸組図 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図	2部(正1副1)	
構造計算書		2部(正1副1)	A4版
外構			
外構設計図	仕様書 外構図 割付平面図 造成平面図 外構施設平面図 外構施設主要部詳細平面図 外構施設詳細図 外構施設構造図 外構サイン設計図 植栽平面図 植栽詳細図 排水平面図 排水縦断面図 排水詳細図 給水平面図 給水詳細図 電気平面図 電気詳細図	2部(正1副1)	

成果図書		部数	備考 A1版以外 は特記
電気設備			
電気設備設計図	仕様書 敷地案内図 配置図 受変電設備図 非常電源設備図 幹線系統図 動力設備系統図 動力設備平面図(各階) 電灯コンセント設備系統図 電灯コンセント設備平面図(各階) 弱電設備系統図 弱電設備平面図(各階) 火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図(各階) 屋外設備図	2部(正1副1)	
各種計算書		2部(正1副1)	A4版
給排水衛生設備			
給排水衛生設備設計図	仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 給排水衛生設備配管系統図 給排水衛生設備配管平面図 消火設備系統図 消火設備平面図 汚水処理設備図 特殊設備設計図 部分詳細図 屋外設備図	2部(正1副1)	
各種計算書		2部(正1副1)	A4版
空調換気設備			
空調換気設備設計図	仕様書 敷地案内図 配置図 機器表	2部(正1副1)	

成果図書		部数	備考 A1版以外 は特記
空調換気設備(続)			
各種計算書	空調設備系統図 空調設備平面図 換気設備系統図 換気設備平面図 特殊設備設計図 部分詳細図 屋外設備図	2部(正1副1)	A4版
昇降機設備			
	昇降機設備図	2部(正1副1)	
その他(特別業務)			
透視図(4カット) 模型(外観着色模型) 日影図 備品計画書及び備品仕様書 登記や区分所有に係わる面積資料 省エネルギー関係計算書 コスト縮減検討中間報告書 リサイクル計画書 建築保全性能評価(CASBEE) その他必要図面、書類等	簡易版	2部(正1副1) 1部 2部(正1副1) 2部(正1副1) 2部(正1副1) 2部(正1副1) 2部(正1副1) 2部(正1副1) 2部(正1副1) 2部(正1副1)	A3版 — — — A4版 A4版 A4版 A4版 A4版 A4版 適宜
資料			
各種技術資料 調査資料 各記録書 要求水準確認計画書及び報告書	法令手続き関連、各種計算書 等 テレビ電波受信障害事前調査報告書 打合せ議事録 官公庁協議書	2部(正1副1) 2部(正1副1) 2部(正1副1) 2部(正1副1)	A4版 A4版 A4版 A4版
工事費内訳書			
工事費内訳書	各工事費内訳書 積算数量算出書 積算数量調書	2部(正1副1)	A4版 A4版 A4版
特別の法令上の手続き等の控え			
許認可申請に関わる手続き完了図 書		3部(正1副2)	A4版

成果図書		部数	備考 A1版以外 は特記
電子データ			
		2部(正1副1)	CD-R 等

※提案の内容により設置される建築物、工作物、設備等に関して、上記に掲げている設計図書の中では寸法、納まり及びその他の情報が明示されないものについては、適宜、必要な情報を盛り込んだ図面、計算書等を必要図書として追加すること。

別紙6 提出図書

設計業務	
	業務着手前
	設計業務計画書（組織体制、詳細工程表を含むもの）
	設計業務着手届
	主任技術者届（設計経歴書を添付のこと）
	協力技術者届
	要求水準確認計画書
	業務完了時
	設計業務完了届
	設計図書引渡届
	確認申請図書他、各種申請図書の控え
工事監理業務	
	業務着手前
	工事監理体制
	工事監理者選任届（経歴書を添付のこと）
	工事監理業務着手届
工事関係書類（建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を得たものを市に提出する。）	
	着工時
	工事实施体制（施行体系図を含む）
	工事着工届
	現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付のこと）
	電気保安技術者届（経歴書を添付のこと）
	施行計画書
	緊急時連絡体制表
	主要資機材一覧表
	下請業者一覧表
	工事記録写真撮影計画書
	工程表

	施工中	工事監理報告書
		機器承諾願
		残土処分計画書
		再資源利用（促進）計画書
		主要工事施工計画書
		主要工事施工結果報告書
		生コン配合計画書
		六価クロム溶出試験報告書
		アスベスト測定報告書
		VOC室内濃度測定計画書
		各種試験結果報告書
		実施工程表（月一回の報告含む）
		各種出荷証明
		マニフェストA・B2・D・E票（A・B2は写し）
		法令等に基づく検査済証、届出書等
	完成時	工事完了届
		完成図書引渡届
		工事記録写真
		工事完成写真
		各種保証証明
		各種検査試験成績書
	各種保守点検指導書	
	完成図（工事完成図一式、CADも提出）	
	備品リスト	
	工事監理報告書	
	完成検査報告書（事業者によるもの）	
	VOC室内濃度測定報告書	
	テレビ電波受信障害事後調査報告書	

		法令等に基づく検査済証、届出書等
		要求水準確認報告書
		取扱説明書

※その他、市が必要とする書類の提出を求めることがある。

別紙7 保険等の取扱い

1. 設計・建設期間中の保険(本事業契約第 25 条関係)

[提案に基づき記載]

2. 維持管理期間中の保険(本事業契約第 30 条、第 57 条関係)

[提案に基づき記載]

別紙8 各種様式

8-1. 完成届の様式

完 成 届

平成 年 月 日

(提出先)

川越市長

事業者

印

下記施設等について、川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業・事業契約書第 29 条 4 項の規定により通知します。

記

施設等名	
工事名	
工事場所	
完成年月日	平成 年 月 日
その他 必要な事項	

事業契約に定める必要な書類を添付すること。

8-2. 目的物引渡書の様式

目 的 物 引 渡 書

平成 年 月 日

(提出先)
川越市長

事業者 印

下記の施設等について、川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業・事業契約書第 32 条 1 項の規定により引き渡します。

記

施設等名称	
工事場所	
引渡し日	平成 年 月 日
工事請負人	
その他 必要な事項	

別紙9 保証書の様式

平成 年 月 日

川越市長 様

本書末尾の各署名者（以下「保証人」と総称する。）は、川越市（以下「発注者」という。）に対し、川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業に係る事業契約書（以下「本事業契約」という。）第33条第4項の規定に基づき、事業者（本事業契約において定義された意味を有する。）が発注者に対して負担する債務の保証に関し、下記のとおり合意する（以下「本保証」又は「本保証書」という。）。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において特に定義されたものを除き、事業契約において定義された意味を有する。

記

（保証）

第1条 保証人は、発注者に対し、本事業契約第33条に基づく事業者の市に対する債務（以下「主債務」という。）を連帯して保証する。

（通知義務）

第2条 発注者は、工期の変更、延長、工事の中止その他本事業契約又は主債務の内容に変更が生じた場合、遅滞なく当該事項を保証人に対して通知する。本保証の内容は、発注者による通知の内容に従って、当然に変更されたものとみなす。

（履行の請求）

第3条 発注者は、本保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、発注者が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付する。

2 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務を履行しなければならない。但し、発注者は、保証人から求めがあった場合には、発注者の裁量により、本保証債務の履行期限を、別途定めることができる。

（求償権の行使の制限）

第4条 保証人は、本事業契約に基づく事業者の発注者に対する債務が全て履行されるまでの間、保証人が本保証債務を履行したことにより代位によって取得した権利を一切行使してはならない。

（終了及び解約）

第5条 保証人は、その理由のいかんを問わず、本保証を撤回、解除又は取り消すことがで

きない。

- 2 本保証は、本事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合には、当然に終了する。

(管轄裁判所)

第6条 本保証に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(準拠法)

第7条 本保証は、日本国法に準拠し、これによって解釈される。

以上の証として、頭書記載の日付で本保証書を2部作成し、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

(保証人)	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印
	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印
	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印
	住 所	
	名 称	
	代表取締役	印

別紙10 年度別協定書の様式

平成○年度 ○○指定管理業務に関する年度協定書

川越市（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、○○（以下「○○」という。）の管理に関し、川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業に係る事業契約書（以下「契約書」という。）に基づき、次の条項により平成○年度○○指定管理業務に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、甲から指定を受けた乙が行う○○の管理に関し、細目的な事項を定めるものとする。

（年度協定の目的）

第2条 年度協定は、契約書各条項に該当する○○施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料（以下「委託料」という。）を確認することを目的とする。

（平成○年度の業務内容）

第3条 甲及び乙は、平成○年度の業務内容は、契約書に定める事業計画書記載のとおりであることを確認する。

（平成○年度の委託料）

第4条 甲は乙に、平成○○年度の○○の管理に必要な経費として、委託料を契約書記載のサービス購入費の支払方法に基づいて支払うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には契約書によるものとする。

2 契約書各条項に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

甲 川越市
代表者 川越市長

乙 ○○○
○○

別紙11 自主事業概要

[提案に基づき記載]

別紙12 サービス購入料の支払について

[入札説明書（添付資料2）に基づいて記載し、サービス購入料の具体的な金額は応募者提案による]

別紙13 モニタリング、サービス購入料減額及び契約終了に至る流れ

[入札説明書（添付資料3）に基づいて記載]

別紙14 法令変更又は不可抗力による増加費用及び損害の負担割合

1. 法令変更による増加費用及び損害の負担割合

法令等の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には市がこれを負担し、それ以外の法令等の変更については事業者がすべてこれを負担する。

- (1) 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更
- (2) 消費税又はその他これに類似する税制度の新設又は変更（税率の変更を含む。）

2. 不可抗力による増加費用及び損害の負担割合

(1) 増加費用又は損害が事業者が生じた場合

1) 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本施設等の整備につき事業者が増加費用又は損害が発生した場合、(i)当該増加費用及び損害の額が、同期間中の累計で、サービス購入料（設計・建設費相当分）（但し、当該サービス購入料の割賦支払に係る金利相当額を除く。以下、本別紙において同じ。）の100分の1に至るまでは、事業者がすべてこれを負担し、(ii)これを超える額については、市がこれを負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額がサービス購入料（設計・建設費相当分）の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。

2) 維持管理期間

本施設等の維持管理期間中に不可抗力が生じ、本施設等の維持管理につき事業者が増加費用又は損害が発生した場合、(i)当該増加費用及び損害の額が、当該不可抗力の発生した事業年度中の累計で、サービス購入料（維持管理・運営業務費相当分）の1年分に相当する額の100分の1に至るまでは、事業者がすべてこれを負担し、(ii)これを超える額については、市がこれを負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額がサービス購入料（維持管理・運営業務費相当分）の1年分に相当する額の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。

(2) 損害が第三者に生じた場合

1) 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本施設等の整備につき第三者に損害が発生した場合、(i)当該損害の額が、同期間中の累計で、サービス購入料（設計・建設費相当分）の100分の1に至るまでは、事業者がすべてこれを負担し、(ii)これを超える額については、市がこれを負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額がサービス購入料（設計・建設費相当分）の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき損害の額から控除する。

2) 維持管理期間

本施設等の維持管理期間中に不可抗力が生じ、本施設等の維持管理につき第三者に損害が発生した場合、(i)当該損害の額が、当該不可抗力の発生した事業年度中の累計で、サービス購入料（維持管理・運営業務費相当分）の1年分に相当する額の100分の1に至るまでは、事業者がすべてこれを負担し、(ii)これを超える額については、市がこれを負担する。但し、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額がサービス購入料（維持管理・運営業務費相当分）の1年分に相当する額の100分の1を超えるときは、当該超過額を、市の負担すべき損害の額から控除する。

平成 年 月 日

川越市長 殿

株 主 誓 約 書

川越市（以下「甲」という。）及び〔 〕（以下「PFI 事業者」という。）間において、本日付けで締結された川越市なぐわし公園温水利用型健康運動施設等整備運営事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）に関して、株主である〔 〕、〔 〕及び〔 〕（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本株主誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

1. PFI 事業者が、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. PFI 事業者の本日現在における発行済株式総数は〔 〕株であり、うち〔 〕株を〔 〕が、〔 〕株を〔 〕が、及び〔 〕株を〔 〕が、それぞれ保有していること。
3. PFI 事業者の本日現在における株主構成は、落札者の代表企業及びその他の各構成員である〔 〕、〔 〕及び〔 〕によって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、代表企業の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
4. PFI 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
5. 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する PFI 事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出すること。
6. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、PFI 事業者の株式を保

有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、甲の事前の書面による承諾を受けて行うこと。

7. 当社らは、PFI 事業者が要求水準書等及び提案書類に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、甲の要求に従って、甲と PFI 事業者との協議に参加し、PFI 事業者に関する情報を甲に提供すること。
8. 当社らは、事業契約上の甲と PFI 事業者の債権債務関係が終了してから1年と1日を経過するまで、PFI 事業者について、解散又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立を行わないこと。
9. 当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

別紙16 個人情報取扱規程

(基本事項)

- 1 事業者は、本事業契約による業務を遂行するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

- 2 事業者は、本事業契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。
- 3 事業者は、本事業契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本事業契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、本事業契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委託目的以外の使用等の禁止)

- 5 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本事業契約による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 6 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本事業契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の返還又は処分)

- 7 事業者は、本事業契約が終了し、又は解除されたときは、本事業契約による業務に係る個人情報を、速やかに市に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(検査)

- 8 市は、事業者の本事業契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、随時に検査をすることができる。

(事故発生時の報告義務)

- 9 事業者は、本個人情報取扱規程に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、市に報告し、その指示に従わなければならない。本事業契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

- 10 事業者は、本事業契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(その他)

- 11 事業者は、前1項から10項に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。